



2009年 9月10日

公文書開示決定通知書

様

(実施機関)

福山市長 羽田 皓



2009年 9月 2 日に開示請求のあった公文書については、次のとおり開示することを決定しました。

開示の方法	<input type="checkbox"/> 公文書の閲覧 <input type="checkbox"/> 公文書の視聴 <input type="checkbox"/> 公文書の写しの交付 (口送付)	
請求の内容	福山駅北口広場に関するJRとの協定、覚書等	
対象となる公文書	協定書 - 福山駅北口広場の管理運営について ； - 福山駅北口広場造成工事について	
閲覧等の日時及び場所	日 時	2009年 9月16日(水) 午前 4時00分 (平成21年) (午後)
	場 所	福山市役所3階 情報管理課
事務担当課	土木部 土木管理課 電話番号 928-1079	

注 公文書の閲覧等の際には、この通知書を提示してください。
なお、指定した日時に都合がつかない場合には、あらかじめ事務担当課に連絡してください。

協 定 書

福山駅北口広場（以下「広場」という。）の管理運営等について、昭和52年3月17日付「福山駅北口広場造成に関する協定書」（以下「基本協定」という。）第10条に基づき、日本国有鉄道岡山鉄道管理局長坂田浩一（以下「国鉄」という。）と福山市長立石定夫（以下「市」という。）とは次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、広場の公共性及び旅客、公衆の利便を保持するとともに歩行者、車両等の通行を安全かつ円滑に行うため、管理運営の区分、方法等を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「保守」とは、広場施設物の補修、部分的な変更、撤去及び追加の工事をいう。
- (2) 「施設物の維持」とは、広場の清掃、散水、排水、緑地の手入れをいう。
- (3) 「広場の運用」とは、通常の使用方の指示、照明灯の点検、不法使用の監視及び特に必要とする場合の警備優導等をいう。

（広場区域及び使用方）

第3条 広場区域及び使用方の基本は、基本協定第1条の別紙図面のとおりとする。

（保守）

第4条 広場施設物の保守は、国鉄と市とが協議して行うものとする。

- 2 前項の施行区分は、基本協定第8条に定める施設物の所有者がそれぞれ施行することを原則とする。ただし、国鉄と市とが協議して国鉄又は市に委託することができるものとする。

(施設物の維持)

第5条 施設物の維持は、前条2項と同じくそれぞれの所有者が行うことを原則とする。ただし、緑地帯については市が行うものとする。

なお、実施の細目については別途協議するものとする。

(広場の運用)

第6条 広場の運用は、国鉄が主管することを原則とする。ただし、自家用車整理場の設置運営については、別途国鉄と市とが運営方法等を協議のうえ市が所管して行うものとする。

(許可及び承認)

第7条 広場区域内における第三者の占用、使用についての許可又は承認（軽微なものを除く）は、国鉄と市とが協議し、その決定に基づきそれぞれの土地所有者がそれぞれの定めるところにより行うものとする。

ただし、バス、タクシー等の広場区域内の乗入れ及び駐車承認は、国鉄が国鉄の旅客構内営業規則に基づいて行うものとする。

- 2 「軽微なもの」とは第三者が一時的に掲出する掲示類及び特に関係官公署の許可を受けて行う催し物等をいう。

(協定の改訂)

第8条 この協定は、国鉄と市とが協議して改定できるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項又は、この協定に疑義を生じた事項については、その都度国鉄と市とが協議して処理するものとする。

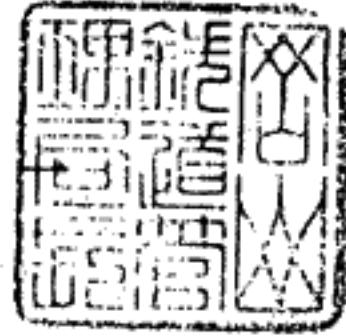
以上協定の証として、この協定書2通を作成し国鉄と市とがおのおの記名なつ印して、各自その1通を保有する。

昭和52年5月27日



日本国有鉄道
岡山鉄道管理局長

坂田 浩



福山市長

立石 定



協 定 書

福山駅北口広場造成工事（以下「工事」という。）の施行その他について、日本国有鉄道岡山鉄道管理局長坂田浩一（以下「国鉄」という。）と福山市長立石定夫（以下「市」という。）とは、次のとおり協定する。

（位置及び設計）

第1条 駅前広場の区域及び設計は、別紙図面のとおりとする。

（費用負担区分線の設定）

第2条 駅前広場区域の費用負担区分線を、別紙計画平面図のとおり設定するものとする。

（工事の施行）

第3条 工事は市が施行するものとする。

2 工事完成の時期は昭和52年5月31日までとし、施行の細部については別途国鉄と市とが協議するものとする。

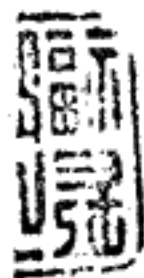
（工事費の負担）

第4条 工事に要する費用は、費用負担区分線から駅舎側を国鉄が、市街地側を市がそれぞれ負担するものとする。

2 前項の工事費総額概算43,400千円とし、別紙負担額調書に基づき国鉄は12,600千円、市は30,800千円を負担するものとする。

（工事費の支払）

第5条 国鉄は第3条により市が施行する工事のうち、前条により国鉄が負担する工事費12,600千円を市の発行する納入告知書に



より市に支払うものとする。

2 前項の工事費は、工事しゆん功後すみやかに精算するものとする。

(設計変更等)

第6条 工事の設計変更又は物価労賃の変動^{変更}により、工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめ国鉄と市とが協議するものとする。

(用地の処理)

第7条 新たに駅前広場となる別紙用地図に黄色で示す国鉄用地

879.98㎡は市が、同図赤色で示す市有地879.98㎡は国鉄が、それぞれ相互に無償使用するものとする。

2 国鉄と市は、前項の土地について相互交換の協議を別途行うものとする。

(財産の帰属)

第8条 工事しゆん功後の施設物は、国鉄が費用負担した施設物は国鉄が、市が費用負担した施設物は市が、それぞれ所有するものとする。

(保守)

第9条 駅前広場の保守は、前条の所有区分によりおのおのその費用を負担して施行するものとする。

(管理運営)

第10条 駅前広場の管理運営については、別途協議して定めるものとする。

第11条 将来駅前広場の拡張又は形状変更若しくは広場内の施設を変更しようとする場合は、国鉄と市とが協議するものとする。

(施設物の引渡し)

第12条 市は第3条の市施行工事のうち、第8条により国鉄の所有となる施設物を、工事しゆん功後関係図書とともに国鉄に引渡すものとする。

(道路区域からの除外)

第13条 市は駅前広場区域のうち、国鉄用地(第7条の国鉄用地を含む。)については、道路法第18条に規定する道路区域に編入しないものとする。

(その他)

第14条 この協定に規定しない事項又は疑義を生じた事項については、その都度国鉄と市とが協議するものとする。

以上協定の証として、この協定書2通を作成し国鉄と市とが記名押印して、各自その1通を保有する。

昭和 年 月 日

日本国有鉄道

岡山鉄道管理局長

坂田 浩



福山市長

立石 定夫



1947